

獣医師の皆様へ

# 令和6年4月1日から BSE検査対象が変わります

## ポイント

- 1 96か月齢以上の死亡牛検査が廃止
- 2 月齢に関係なく下記の牛が対象
  - ① 起立不能等であった死亡牛
  - ② BSEを疑う症状のあった死亡牛
- 3 ①②のうち、検査が必要となる牛を、獣医師が判断

## お願い

- 死亡牛の検案時には、裏面のフローチャートにより検査の要否を判断してください
- 死亡獣畜処理指示書に、判断結果と根拠を漏れなくチェック願います

詳しくはこちら

北海道農政部生産振興局畜産振興課ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/tss/kachikueisei/bse/bse.html>



ご不明な点がございましたら、お問い合わせください  
北海道後志家畜保健衛生所：電話番号0136-22-2010



死亡牛のBSE検査対象牛確認フローチャート（令和6年4月1日～）後志家保

特定症状があった牛ですか？

特定症状

- i) 興奮しやすい
- ii) 音・光・接触等に対する過敏な反応
- iii) 群内序列の変化
- iv) 搾乳時の持続的な蹴り
- v) 頭を低くし柵等に押しつける動作の繰り返し
- vi) 扉・柵等の障害物回避困難

<注意> 死亡牛（全月齢）のうち、特定症状やBSEを疑う症状（歩行困難・起立不能、BSE関連症状）を呈していた牛に限定して検査します。  
 （※月齢による検査対象区分はありません）

はい

BSE検査対象

BSE検査「要」に チェック ✓  
 「特定症状」に チェック ✓

いいえ

以下の疾患を疑った牛ですか？

7疾患

- ヒストフィルス・ソムニ感染症
- リステリア症 ●大脳皮質壊死症 ●脳炎
- 脳脊髄炎 ●髄膜炎
- 全身に異常が見られる中枢神経麻痺 又は  
 中枢神経系腫瘍（旋回病、脳腫瘍、脊髄腫瘍、下垂体腫瘍 など）

はい

BSE検査対象

BSE検査「要」に チェック ✓  
 「7疾患」に チェック ✓

いいえ

歩行困難、起立不能を呈していましたか？

はい

以下の疾患を疑った牛ですか？

8疾患

- 低カルシウム血症 ●マグネシウム欠乏症
- 乳熱 ●末梢神経系腫瘍 ●閉鎖神経麻痺
- 大腿神経麻痺 ●坐骨神経麻痺
- その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛（ダウンー症候群、頸髄症、変形性脊椎症、てんかん、顔面神経麻痺、三叉神経麻痺、肩甲上神経麻痺、橈骨神経麻痺、腓骨神経麻痺、脛骨神経麻痺 など）

いいえ

はい

下記のBSE関連症状が進行性に認められていましたか？

BSE関連症状

- 沈鬱 ●緊張
- 目・耳の左右非対称かつ過剰な動き ●流涎の増加
- 鼻を舐める動作の増加 ●歯ぎしり ●振戦
- 過剰な発声 ●パニック反応 ●過剰な警戒
- ※ただし、感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性、毒性の原因で説明できる場合は「いいえ」へ進む。

臨床検査のみで診断しましたか？

いいえ  
 \* 生化学的検査、病理学的検査などで診断

はい

はい

いいえ

BSE検査対象

BSE検査「要」に チェック ✓  
 「BSE関連症状」に チェック ✓

検査対象外

BSE検査「否」に チェック ✓

BSE検査対象

BSE検査「要」に チェック ✓  
 「8疾患」に チェック ✓



獣医師の皆様へ

# 令和6年4月1日以降も 旧様式の「死亡獣畜処理指示書」が 使用できます

## 記載方法

### ○ BSE検査対象牛

死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住 所	氏 名
畜 種 乳牛	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は 年令)	20 年 月 日 (才)
名 号 及び品種	心・字・去勢	総 体 重	kg (死亡獣畜の 合計頭数)
共済関係 加入・未加入	病名 又は 死因	死 亡	区 死亡 年月日 20 年 月 日 分 処分
特定臨床症状 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		BSE検査	<input checked="" type="checkbox"/> 要(96月以上) <input type="checkbox"/> 要(起立不能等)
(指示及び特記事項) 1 腐敗状況(軽度・中度・重度) 2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外) 3 処理に関する指示事項 (1) 死体処理先( ) (禁放血死・その他 ) (2) 死体処理方法(解体・その他 ) 4 その他( )		(3) 処分 a 殺処分指示 { } b 所有者及び業者への指示 { }	
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名	
発行年月日 20 年 月 日			

特定症状の記入欄を  
二重線で消す

上下どちらかの「要」に  
✓を記入し、  
( )内は二重線で消す

余白に「特定症状・7疾患・  
8疾患・BSE関連症状」の  
いずれかを記入する

### ○ BSE検査対象外

死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住 所	氏 名
畜 種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は 年令)	20 年 月 日 (才)
名 号 及び品種	心・字・去勢	総 体 重	kg (死亡獣畜の 合計頭数)
共済関係 加入・未加入	病名 又は 死因	死 亡	区 死亡 年月日 20 年 月 日 分 処分
特定臨床症状 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		BSE検査	<input type="checkbox"/> 要(96月以上) <input type="checkbox"/> 要(起立不能等)
(指示及び特記事項) 1 腐敗状況(軽度・中度・重度) 2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外) 3 処理に関する指示事項 (1) 死体処理先( ) (禁放血死・その他 ) (2) 死体処理方法(解体・その他 ) 4 その他( )		(3) 処分 a 殺処分指示 { } b 所有者及び業者への指示 { }	
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。		住所(又は所属団体) 連絡先電話番号 獣医師氏名	
発行年月日 20 年 月 日			

「否」に✓を記入

### 死亡獣畜処理指示書

発行番号	所有者 (管理者)	住 所 市・町 村	氏 名
畜 種	乳用牛・肉用牛・馬・豚・めん羊・山羊	生年月日 (又は 年令)	20 年 月 日 (才)
名 号 及び品種	♂・♀・去勢	総 体 重	kg (死亡獣畜の 合計頭数) 頭
個体識別番号	病名 又は 死因	死 亡 年月日	20 年 月 日 区 分 死亡 処分
死亡牛のBSE検査に 関する確認事項	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 否	症状又は疾患	<input type="checkbox"/> 特定症状・ <input type="checkbox"/> 7疾患・ <input type="checkbox"/> 8疾患・ <input type="checkbox"/> BSE関連症状
(指示及び特記事項)		(3) 処分	
1 腐敗状況(軽度・中度・重度)		a 殺処分指示 ( )	
2 抗生物質等の出荷制限(未使用・期間中・期間外)		b 所有者及び業者への指示	
3 処理に関する指示事項			
(1) 死体処理先 ( )		(禁放血死・その他 )	
(2) 死体処理方法(解体・その他 )		4 その他 ( )	
上記のとおり死亡獣畜の処理を指示する。 住所(又は所属団体) 連絡先電話番号			
発行年月日 20 年 月 日		獣医師氏名	

#### 死亡獣畜処理指示書の取扱いの留意事項

- 1 この死亡獣畜処理指示書は、畜主又は管理者等の依頼により、発行するものであるが、これら依頼者が、死亡獣畜を処理業者に処理を依頼する場合にのみ発行する。
- 2 発行番号は、発行獣医師または、診療所単位に年度の通し番号とする。
- 3 総体重は、一回の指示による死亡獣畜(多頭数を一度に指示できる)の合計推定重量とし、頭数を記入する。ただし、BSE検査対象牛にあっては、一頭ごとに発行する。
- 4 指示及び特記事項の死体処理方法で、その他とは、解体以外の焼、埋却等を依頼する場合その処理方法を記載する。
- 5 処分の場合、その場所等処理に関する留意事項を記載する。
- 6 牛については必ずBSE検査の要否を記入し、検査を要すると判断した牛については、その判断の根拠となる症状又は疾患として、当てはまる項目にレ点を記入すること。症状又は疾患の詳細は、次のとおりとする。

〔特定症状〕

- ① 治療に反応せず、次のいずれかの行動を伴う進行性の変化
 

i 興奮しやすい	iv 搾乳時の持続的な蹴り
ii 音、光、接触等に対する過敏な反応	v 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
iii 群内序列の変化	vi 扉、柵等障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状

〔7疾患〕

ヒストフィルス・ソムニ感染症・リステリア症・大脳皮質壊死症・脳炎・脳脊髄炎・髄膜炎・全身に異常が見られる中枢神経麻痺又は中枢神経系腫瘍

〔8疾患〕

低カルシウム血症・マグネシウム欠乏症・乳熱・末梢神経系腫瘍・閉鎖神経麻痺・大腿神経麻痺・坐骨骨

神経麻痺・その他末梢神経麻痺の症状を呈し感染症を疑わない牛

[ B S E 関連症状 ] 治療の効果が期待できない次のいずれかの進行性の行動変化であって、感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因では説明できないもの。

沈鬱・痙攣・目・耳の左右非対称かつ過剰な動き・流涎の増加・鼻を舐める動作の増加・歯ざしり・振戦・過剰な発声・パニック反応・過剰な警戒

- 7 獣医師は、依頼を受けた飼養者に対し、手交の他、電子的な手法（F A X等）により死亡獣畜処理指示書を交付することができる。
- 8 死亡獣畜処理指示書を発行した獣医師は、記載内容の記録を保管し、保健所が行う処理施設等への立ち入り指導、調査に必要な場合は提示すること。